

智頭町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

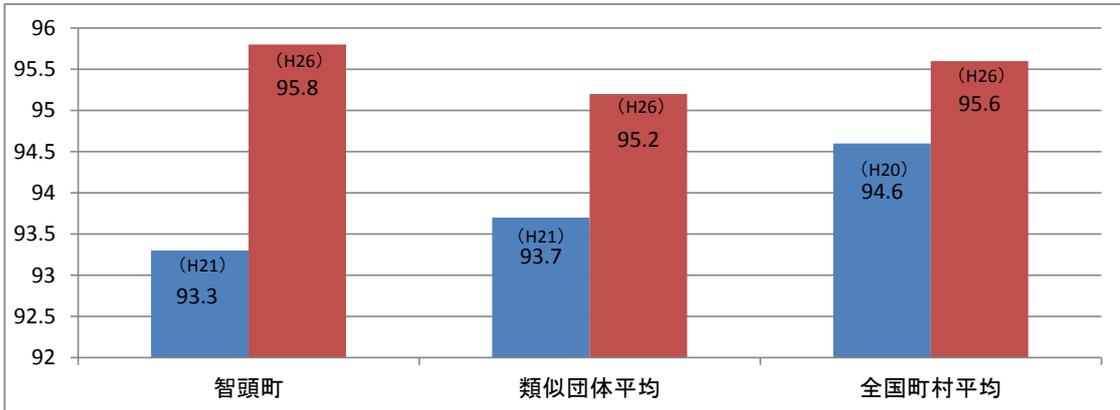
区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	H26.3.31現在 人 7,718	千円 6,902,141	千円 410,528	千円 1,002,065	% 14.5	% 18.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給 与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 112	千円 391,344	千円 52,410	千円 140,616	千円 584,370	千円 5,218	千円 5,474

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(4) 給与改定の状況 ※人事委員会の設置がないため、人事委員会の勧告は記載していません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給料改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
H24					%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	民間の支給割合	公務員の支給月数	較差 A-B	勧告 (改定月数)	年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	A	B				
					月 3.95	月 3.95

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

一般行政職・技能労務職の給料表を改定し、国の見直しを踏まえ平均2%引き下げ。若年層については改定なし。

高年齢層については最高4%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)実施。(平成27年4月)

② 地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
智頭町	43.2 歳	315,700 円	354,815 円	339,245 円
鳥取県	43.1 歳	315,064 円	382,449 円	340,668 円
国	43.3 歳	344,668 円	-	415,426 円
類似団体	42.3 歳	311,417 円	355,415 円	335,656 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
智頭町	40.8 歳	8 人	359,400 円	367,300 円	367,300 円
学校給食員	50.3 歳	4 人	322,525 円	- 円	- 円
その他	49.3 歳	4 人	360,750 円	- 円	- 円
鳥取県	49.6 歳	166 人	296,550 円	326,119 円	310,462 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	- 円	326,611 円
類似団体	48.3 歳	6 人	268,651 円	291,577 円	280,425 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分	智頭町	鳥取県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,400 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	139,300 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	135,100 円	-
	中学卒	- 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	237,600 円	302,500 円	353,100 円
	高校卒	212,600 円	288,400 円	320,300 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

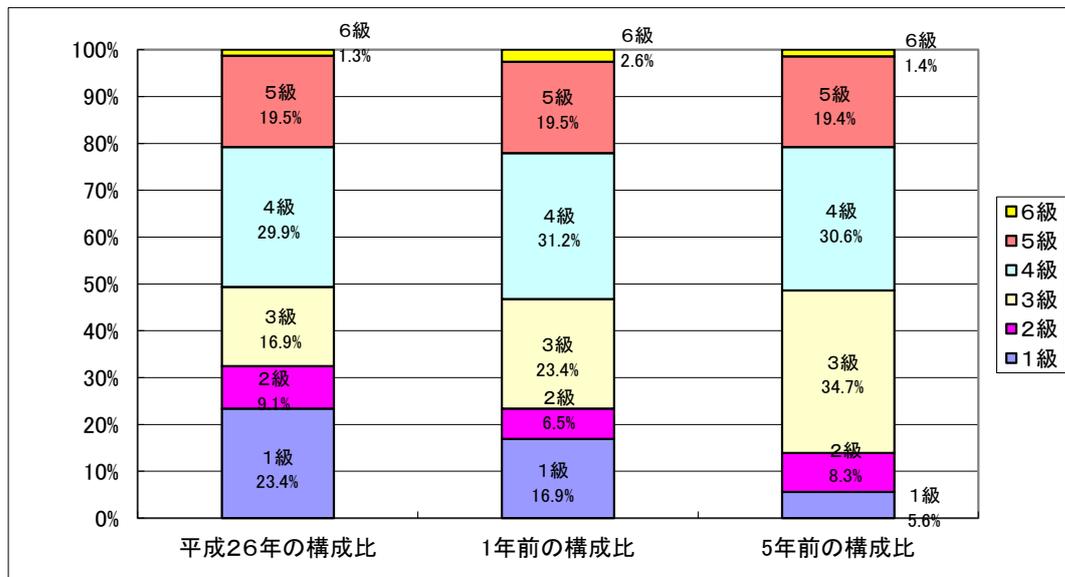
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、保育士、保健師、栄養士	18人	23.4%
2 級	主事、技師、保育士、保健師、栄養士	7人	9.1%
3 級	主任、係長、主幹、主任保育士	13人	16.9%
4 級	課長補佐、館長補佐、所長補佐、局長 園長補佐、総括保育士、所長、室長	23人	29.9%
5 級	課長、局長、所長、室長、参事、園長	15人	19.5%
6 級	課長、局長、所長、室長、参事、園長	1人	1.3%

(注)1 智頭町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

智 頭 町	鳥 取 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,449 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,379 千円	1人当たり平均支給額(25年度) - 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45 月分 0.65 月分)	(25年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.32 月分 0.75 月分)	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45 月分 0.65 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 平成25年度においては、一律支給とした。

(2) 退職手当

智 頭 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 21.62 月分 27.0250 月分	勤続20年 21.62 月分 27.0250 月分
勤続25年 30.82 月分 36.5700 月分	勤続25年 30.82 月分 36.5700 月分
勤続35年 43.70 月分 52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無)	
1人当たり平均支給額 22,941 千円 22,685 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当

支給実績(25年度決算)		81 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		16,200 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		2.2 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間介護手当	介護士	夜間介護業務	日額3,300円外
死体取扱作業手当	福祉課職員及び介護職	死体取扱業務	1件 2,000～3,000円
税務手当	税務課職員	町税徴収業務	日額500円
感染症防疫作業手当	福祉課職員	感染症防疫作業業務	日額700円
除雪作業手当	地域整備課	除雪作業	1時間300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	20,834 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	186,017 円
支給実績(24年度決算)	19,561 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	179,500 円

(6) その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外1人につき 6,500円 配偶者無11,000円 満16～22歳までの子5,000円加算	同	—	12,484 千円	235,500 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して家賃に応じて支給。最高限度額27,000円	同	—	4,430 千円	276,800 円
通勤手当	交通機関利用者には、その運賃等相当額を支給 自動車等利用者は、片道2km以上である時、通勤距離に応じ月額2,000円から24,500円までの範囲で支給	同	—	6,850 千円	88,900 円
管理職手当	30,000円	異	支給額	7,680 千円	480,000 円

5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	町長	720,000 円 (800,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 826,500 円 / 410,000 円	
	副町長	600,400 円 (632,000 円)	630,000 円 / 508,000 円	
	収入役	— 円 (— 円)	— 円 / — 円	
報酬	議長	290,400 円 (330,000 円)	330,000 円 / 200,000 円	
	副議長	228,780 円 (246,000 円)	284,000 円 / 164,000 円	
	議員	212,970 円 (229,000 円)	270,000 円 / 145,100 円	
期末手当	町長 副町長 収入役	(25年度支給割合) 2.95 月分		
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 2.95 月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	800千円×在職年数×500/100	16,000,000 円	任期毎
	収入役	632千円×在職年数×280/100	7,078,400 円	任期毎
		—	—	—

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

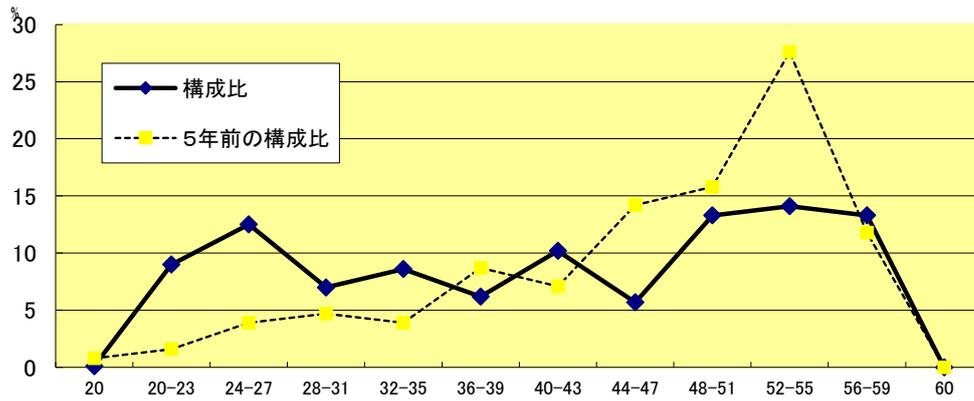
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	議会	1	1	0	
	総務	23	23	0	
	税務	5	5	0	
	民生	38	38	0	
	衛生	6	7	1	機構再編に伴う増
	農林水産	13	15	2	機構再編に伴う増
	商工	1	1	0	
	土木	5	6	1	機構再編に伴う増
	計	92	96	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.38 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 99.12人)
	教育部門	17	16	△ 1	現業職員の退職不補充による減
小 計	109	112	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 145.11 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 120.72人)	
公営企業等部門	水道	2	2	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	109	104	△ 5	看護師の退職
	小 計	115	110	△ 5	
合 計	224	222	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 285.64 人	
	[303]	[303]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(26年4月1日現在) ※病院除く



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 1	人 11	人 16	人 9	人 11	人 8	人 13	人 7	人 17	人 18	人 17	人 0	人 128
構成比%	0.10	9.0	12.5	7.1	8.6	6.2	10.2	5.7	13.3	14.1	13.3		